

諮問番号：令和元年度 諒問第8号

答申番号：令和元年度 答申第9号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

平成30年3月まで稼働していたが、それ以降体調不良で稼働できておらず、酒を購入する金銭はない。令和元年5月頃にアルコールは一滴も摂取することはなくなったと請求人を診療する医師に話しており、医師も診断書の書き方が悪かったと認めている。アルコールを摂取していたのは、ごく僅かな期間であり、アルコール依存症と診断されたのは入院をした平成26年6月の時点である。現在はアルコール依存症ではなく、医師に確認してもらって構わない。今までの8年間うつ病で苦しんでおり、稼働したくても稼働できる状態ではない。アルコール依存症では決してないため、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳をいう。以下「手帳」という。）の交付申請の却下決定（以下「本件処分」という。）は納得できず、障害等級（精神障害及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第6条第3項に規定する障害等級をいう。以下「等級」という。）を認定してほしい。

2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

本件処分は適正な事務手続及び札幌市精神保健福祉センター（以下「センター」という。）における請求人の精神障害の状態についての公正な審査判定により行われたものであることから、本件処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和元年6月13日、請求人は、処分庁に対し、法第45条第1項の規定に基づく手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）を行った。本件申請に係る申請書には、請求人を診療する医師が同月11日付けで作成した診断書（以下「本件診断書」という。）が添付されていた。

イ 処分庁は、本件申請について、センターに対し等級の審査判定を依頼した。

ウ センターは、本件診断書の記載内容に基づき、請求人の等級について非該当と判定し、令和元年7月1日付けでその旨を処分庁に通知し、同月2日、処分庁は、当該判定結果に基づき、請求人に対し、本件処分を行った。

エ 令和元年7月12日、請求人は、本件処分に係る審査請求をした。

(2) 判断

本件申請から本件処分に至る手続の形式面において、違法又は不当な点は認められず、また、アルコール依存症とされる請求人の等級を正確に判定するためには、十分な断酒期間を経ることにより、アルコールの影響が除外されていることが必要であるところ、本件申請までの断酒期間は1か月程度であるから、本件診断書から読み取れる精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態にアルコールの影響が残存している可能性を否定できず、等級を正確に判定できないと処分庁が判断したことについて、不合理であるとまではいえないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和元年）

7月29日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
8月27日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
9月2日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
9月30日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
10月4日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和元年）

10月24日	審査庁が、本審査会に諮問
11月22日	第1回調査審議（令和元年度第8回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

手帳の交付を受けようとする者は、都道府県知事に手帳の交付を申請することができ（法第45条第1項）、手帳の交付申請は、医師の診断書又は年金証書等の写しを添えて行うものとされている（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第2項第1号及び第2号）。都道府県知事は、手帳の交付申請について、医師の診断書を添えたものである場合は、精神保健福祉センターで判定を行い（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）別紙第2の3(2)）、申請者が施行令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならず（法45条第2項）、当該状態ないと認めたときは、理由を付してその旨を通知しなければならないこととされている（同条第3項）。

なお、都道府県が処理することとされている前記交付等に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市が処理するものとされており（法第51条の12第1項、施行令第13条、地方自治法第252条の19第1項第10号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の36第1項）、札幌市においては、当該交付等に係る事務は、市長から保健福祉部長に委任されている（札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第8号）。

また、前記の「施行令で定める精神障害の状態」とは、施行令第6条第3項に規定する等級（障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級）に該当する程度のものとされており（同条第1項）、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであれば1級に、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであれば2級に、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものであれば3級にそれぞれ該当するものとされている。そして、その等級

の判定の基準は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準通知」という。）により示されており、この判定基準通知の運用に当たっては、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 46 号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項通知」という。）に示された事項に留意することとされており、判定基準通知別紙及び留意事項通知別紙 1 において、等級の判定は、「精神疾患の存在」、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」の確認を行った上で、精神障害の程度を総合的に判定して行うものとされている。

そこで、本件について見ると、本件診断書においては、請求人の主たる精神障害として「うつ病」が、従たる精神障害として「アルコール依存症」がそれぞれ記載されており、請求人の病歴、病状等について記載されていることから、精神疾患の存在を確認することができる一方、アルコールの不使用の期間について「令和 1 年 5 月頃から」との記載がある。

一般的に、アルコール依存症者の等級の判定に当たっては、アルコールの摂取がその者精神障害の状態に影響を及ぼしており、断酒によりうつ病の症状が改善する可能性があるため、断酒によりアルコールの影響を除外した上で、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態を確認する必要があり、アルコールの影響を除外するためには必要な断酒の期間は、最低数か月程度とされている。そのため、アルコール依存症と診断されている請求人の等級を正確に判定するためには、アルコールの影響を除外させるために数か月以上の断酒期間を経ることが必要であると考えられるところ、本件診断書の作成時点である令和元年 6 月までの請求人の断酒期間は 1 か月程度であることが認められる。

したがって、センターが本件診断書に基づき、請求人について、依存物質であるアルコールを不使用となって間もないために精神障害の状態の判定ができないことを理由に等級非該当と判定したことには不合理な点は認められず、したがって、当該判定結果に基づき行われた本件処分に違法又は不当な点は認められないというべきである。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 岸本太樹
委員 林 賢一
委員 片桐由喜